

公益信託 岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金

2026 年度 募集要項(10 万円支給額変更後)

1. 趣旨

この公益信託は、不幸にして交通事故により経済的・精神的打撃を受けた家庭の子弟の学業継続を支援し、もって社会有用な人材を育成することを目的として、岐阜トヨタ自動車株式会社により設定されました。

2. 要項

応募資格	下記事項全てに該当する方が対象です。 (1) 岐阜県内在住の交通遺児 (2) 岐阜県内の高等学校、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に在学する方 (高等専門学校に在学する場合は、第1学年から第3学年に在籍の方に限ります。)
支援金額	年額100,000円(返還不要)
給付時期	採用決定次第、ご本人(又は保護者等)名義の銀行口座等にお振込みします。
給付期間	最長第3学年まで(継続して給付を希望する方は年度毎に申請してください。)

3. 応募方法

在学する学校長を通じて、以下の申請書類一式を下記宛先へご郵送ください。なお、書類は返却いたしませんのでご了承ください。

申請者	提出書類
初めて申請する方	支援金を希望する方は、以下の書類をご提出ください。 (1) 交通遺児届出書 (2) 交通事故証明書(コピー可) (3) 在学証明書(コピーの場合は、学校長の原本証明要)
2回目以降の申請の方	既に支援金を受給した方で継続して給付を希望する方は、以下の書類をご提出ください。 (1) 交通遺児届出書

4. 募集期間

2026 年 6 月 15 日(月)～2027 年 2 月 26 日(金)^(※)(消印有効)

^(※) 上記期間内にご応募できなかった場合(応募資格があることを、締め切り後に気づいた場合等)は、在学する学校長を通じて、個別に下記あてご相談ください。

5. 選考方法及び結果通知

選考決定の上、学校長を通じてご本人宛に書面にてお知らせします。

6. その他

交通遺児届出書をご提出いただく際は、封筒表面に『届出書在中』と明記してください。

【 申請書の提出先・問い合わせ先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1
三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託チーム
岐阜トヨタ自動車交通遺児支援基金 申請口
TEL 03-5232-8910 (受付：平日 9 時～17 時)

(※)公益信託とは

個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。